

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

## 全期前納の役員保険料は賞与

Q: 被保険者 : 役員  
 保険金受取人: 役員  
 保険料負担者: 法人

上記のような形態の養老保険を会社が契約した場合、税務上の取扱いはどのようになりますか。

A: 法人が、役員を被保険者および保険金受取人として養老保険に加入し、その保険料を負担している場合、法人が支払った保険料は原則として役員に対する「給与」として取り扱うこととされています。

ただし、法人がその保険料を「経常的に負担している場合」は「報酬」となり、そうでない場合は「賞与」として取り扱われます。

役員賞与となれば損金不算入となりますので、注意が必要です。

「経常的な負担」が「報酬」となる基準となりますが、ここでいう「経常的な負担」とは、必ずしも月払い契約の保険料を意味するものではありません。

年払いや半年払いでも、契約が長期のものであり、毎年継続的に保険料を負担している場合には、報酬として認められることになります。

一方、一時払いであれば賞与として取り扱われることになります。

保険料の支払い方法には、将来の保険料をまとめて支払う「全期前納」がありますが、これについては、全期前納も一時払いと同様に取り扱い「賞与」となりますので、ご注意ください。

